

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

シリーズで配信している暴力団排除条項の各企業の「約款」について掲載します。今回は、旅館、ホテルの契約解除権とその解説を抜粋したものを掲載しました。最後に、他県の相談の事例紹介しますので、是非参考にしてください。

## タイトル・主な内容

### 旅館・ホテル(契約解除権)の抜粋による作成事例

#### 契約解除権

第2 当旅館、(ホテル)は、宿泊者が次の事由に該当すると判明した場合、宿泊契約を解除するものとします。

- ① 暴力団等反社会的勢力。
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
- ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者であるもの。
- ④ 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- ⑤ 当旅館(ホテル)若しくはその従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

#### 解説：旅館・ホテルにおける暴排条項の必要性

暴力団等反社会的勢力が旅館・ホテルを利用すれば、他の宿泊客や従業員に対し、暴行・脅迫・恐喝等の加害行為が行われる危険性が高いだけでなく、これまでも暴力団同士の抗争事件が生じ、一般の宿泊客や従業員が巻き添えとなって死傷したケースも多く、これらと同様の事例が発生する危険性があります。また、直接の加害を与えなくとも、犯罪行為の場所として利用することもあります。暴力団等反社会的勢力が館内に入り出すことにより、他の利用客が嫌悪感を抱くなど営業の妨げとなることは明らかです。さらには、暴力団等反社会的勢力に対する対応が甘いとの評判から、暴力団等反社会的勢力の利用が相次ぎ、一般客が利用できなくなるおそれすらあります。また、現在は全国の都道府県で暴排条例が施行されており、ほとんどの暴排条例で暴力団等に施設を利用させ大規模な宴会等を行わせることは活動助長取引にあたるおそれがあります。そこで、暴排条項を設けて、暴力団等反社会的勢力による利用を事前に防止し、又は、利用を中止させることが必要となります。

今回は、旅館、ホテルを対象にした契約解除権とその解説を抜粋したものです。この約款が全てではありませんが参考にしてください。(次回、宴会利用締結の拒否及び解除と解説を掲載します。)

#### <暴追> 他県の相談事例 表題：機関誌購買要求に関する相談事案

相談者から、「購買意思がないのに一方的に機関誌と振込用紙が送られて来て困っている」旨の相談を受理した。

#### 「対応結果」

相談者に対し、購買拒否の意思表示を明確にし、内容証明付きで返送するなどの手続きについて具体的に指導・助言したことで解決した。

